

日野町地域福祉推進計画

第2次日野町地域福祉計画
第1次日野町地域福祉活動計画

令和8年度～令和12年度



まちのシンボル「オシドリ」色とりどりの派手な色合いがオス

令和8年3月

日野町・日野町社会福祉協議会

第1章 計画の策定にあたり	
計画策定の趣旨	・・・1
地域福祉とは	・・・1
地域福祉に関する動向	・・・2
第2章 計画の概要	
法令上の位置づけ	・・・3～4
第3章 日野町の現状と課題	
日野町の人口・世帯及び地域の現状	・・・5～7
第4章 計画の基本的な考え方	
基本理念	
基本目標	・・・8
一体的な策定	・・・8
計画の位置づけ	・・・9
地域資源の現状	・・・9
第5章 計画の取り組みと役割分担（施策の展開）	
基本目標Ⅰ 地域福祉を推進していくための体制整備	
基本計画1 集落の生活課題を解決する力の向上	・・・11
基本計画2 社会福祉協議会の機能強化	・・・12
基本計画3 包括的な支援体制の構築と地域共生社会の実現（重層的支援体制整備事業実施計画）	・・・13
基本計画4 生活困窮者等自立相談支援機関の役割	・・・14
基本計画5 子どもの貧困対策（子どもの貧困対策計画）	・・・15
基本計画6 成年後見制度の利用促進（成年後見制度利用促進計画）	・・・16
基本計画7 犯罪をした人等への社会復帰支援（再犯防止推進計画）	・・・17
基本計画8 福祉のサービスを利用しやすい体制づくり	・・・18
基本目標Ⅱ 安心・安全な暮らしを支える地域づくり	
基本計画1 世代間交流の促進	・・・19
基本計画2 集いの場の確保	・・・20
基本計画3 災害への備え	・・・21
基本目標Ⅲ 地域福祉を担う人づくり	
基本計画1 福祉や人権についての理解	・・・22
基本計画2 地域での見守り活動	・・・23
基本計画3 地域福祉活動の担い手の確保・育成	・・・24
第6章 計画の推進	
計画の推進体制	・・・25
日野町地域福祉計画策定委員会設置要綱・策定委員会名簿	・・・26～27
用語解説	・・・28～31
地域福祉推進計画に盛り込んだ各制度の実実施計画	・・・32

第1章 計画の策定にあたり

計画策定の趣旨

現在、少子高齢化の急速な進行は地方だけでなく都市部においても同じ状況となっています。

そのような中、地方では人口減少や個人の価値観や生活様式の多様化により、地域内での人と人とのつながり、絆が希薄化し、家庭や地域社会の支え合う力は弱体化が進んでいます。

地域には、子どもから高齢者、障がいのある人や生活に困っている人など、さまざまな人々が暮らしています。ひとり暮らしの高齢者、高齢者のみの世帯が増え、町外、県外で暮らす親族による遠距離介護も併せて増えている状況です。

さらに近年は、孤独死、ひきこもり、子育て家庭の孤立や児童虐待・高齢者虐待の増加、貧困の拡大など、生活や福祉に関するさまざまな問題が増加し、まちづくりの課題や住民福祉の相談・支援も複雑化、多様化し福祉サービスを必要とする人々が増加しています。

その地域課題を明らかにし、すべての人々が、いつまでも住み慣れた地域で安心して暮らしていくために、行政や社会福祉協議会、事業者やボランティア団体などのほか、地域住民も自分の地域の中の人々が抱えるさまざまな問題・課題の解決に向けて、自分ごととして一緒に取り組みを進めていきたいと考えます。

人々が生活を送る場所としての地域が、そこに暮らす人々にとって住みやすい場所となるためには、公的な制度（公助）だけでなく、家族を含めた住民自らの活動（自助）や隣近所や地域で活動する団体がお互いに助け合うこと（共助）も合わせて大切になります。これからのまちづくりでは、地域住民一人ひとりが地域社会の一員であるということを認識し、さまざまな立場の人々が協働しながら地域福祉を推進していくことが重要です。

本町では、平成30年4月に第1期地域福祉計画を策定し、この間、「地域の絆を深め、すべての住民が笑顔で暮らせるまちづくり」を基本理念に地域福祉の推進に向けて取り組みを進めてきました。しかしながら、めまぐるしく変化するまちづくりの課題や複雑化・多様化する住民課題など、これまで経験したことのない福祉的な問題が発生しており、目標達成には至っていないのが現状です。

そこで、改めて地域の現状と課題を整理しながら、時代に合わせ着実に地域福祉を推進するため、本町では、役場内の調整役である健康福祉課と日野町社会福祉協議会（以下「社協」という。）が連携し、「日野町地域福祉推進計画」を策定します。

地域福祉とは

社会福祉法（以下「法」という。）第4条において「地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重しながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行わなければならない。」と明記されています。

地域共生社会は、住み慣れた地域において制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を指しています。（厚生労働省ホームページより）

地域共生社会の実現を目指すため、国は公的支援の「縦割り」から「丸ごと」への転換と、「我が事・丸ごと」の地域づくりを育む仕組みへの転換の方向性を示しています。市町村において、個人や世帯が抱える複合的な課題への包括的な支援、住民の主体的な支え合いによる安心感と生きがいを生み出す取り組みが必要です。

地域には、子どもから高齢者、障がいのある人、生活に困っている人が地域の一員としてともに暮らしています。本町でもひとり暮らしの高齢者、高齢者のみの世帯の増加だけでなく、地域の中で孤独死やひきこもり、子育て家庭の孤立、児童虐待・高齢者虐待の増加、貧困の拡大など、まちづくりの課題や住民福祉の相談・支援も複雑化、多様化しています。

支援が全く必要ない人はいないのではないのでしょうか。何かしらの支援を人は必要とし、支える側であっても支えられる側に、支えられる側であっても支える側となります。これからの地域づくりにおいて、絆、つながりを大切にした取り組みを根幹に据えた取り組みを、地域住民、各種団体、ボランティア、福祉サービス事業者、社会福祉協議会、行政などが連携・協働しながら実現していきましょう。

■社会福祉法の改正等

平成29年6月に「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」（平成29年法律第52号）の公布により法が改正され、包括的な支援体制の整備（第106条の3）が法に位置づけられました。さらに市町村地域福祉計画（法第107条）に規定し包括的な支援体制を推進することを求めています。

また、令和2年6月には「地域共生社会実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」（令和2年法律52号）の公布により重層的支援体制整備事業（法第106条の4）が法に位置づけられました。

このほか、「成年後見制度の利用促進に関する法律」（平成28年法律第29号）では、成年後見制度の利用の促進に関する施策を推進する「成年後見制度利用促進計画」を、また、「再犯の防止等の推進に関する法律」（平成28年法律第104号）では、再犯防止等に関する施策を推進する「再犯防止推進計画」を、さらに「子どもの貧困対策に関する法律」（平成25年法律第64号）では、子どもの将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう、健やかに育成される環境の整備や教育の機会均等を図るための「子どもの貧困対策に関する計画」の策定について、市町村は努めるとされています。

■地域福祉推進の理念

地域福祉の推進に当たって、次の点に留意することと示されています。

（1）住民参加の必要性

地域福祉とは地域住民の参加を大前提としたものであり、地域住民の主体的な参加による地域福祉計画の策定・実行・評価の過程が地域福祉推進の実践そのものです。

（2）共に生きる社会づくり

差異や多様性を認め合う地域住民相互の連帯、心のつながりとそのために必要なシステムが必要であり、貧困や失業、障がい等を有する人等を社会的に排除するのではなく、地域社会への参加と参画を促し社会に統合する「共に生きる社会づくり（ソーシャル・インクルージョン）」という視点が重要です。

（3）男女共同参画

地域社会を推進する諸活動は、男女共同参画の視点に立脚し展開される必要があります。弾性も女性も共に日々の暮らしの基盤である地域社会の生活課題に目を向け、その解決のための意思決定、諸活動にも参画していくことが期待されます。

（4）福祉文化の創造

地域住民が、自らの生活基盤である地域社会での生活課題やそれに対応するサービスの現状、果たすべき役割などを自らの問題として認識し、自らがサービスのあり方に主体的に関わり、サービスの担い手としても参画していくことが重要です。このような社会活動の積み重ねがそれぞれにある地域に個性ある行動様式や態度を育み福祉文化を創造していくことにつながります。

第2章 計画の概要

法令上の位置づけ

■社会福祉法 第1条（目的）

この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まって、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉（以下「地域福祉」という。）の推進を図るとともに、社会福祉の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もって社会福祉事業の推進に資することを目的とする。

■社会福祉法 第4条（地域福祉の推進）

地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行わなければならない。

2 地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

3 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

■社会福祉法 第5条（福祉サービスの提供の原則）

社会福祉を目的とする事業を経営する者は、その提供する多様な福祉サービスについて、利用者の意向を十分に尊重し、地域福祉の推進に係る取組を行う他の地域住民等との連携を図り、かつ保健医療サービスその他の関連するサービスとの有機的な連携を図るよう創意工夫を行い、これを総合的に提供することができるようにその事業の実施に努めなければならない。

■社会福祉法 第6条（福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務）

国及び地方公共団体は、社会福祉を目的とする事業を経営する者と協力して、社会福祉を目的とする事業の広範かつ計画的な実施が図られるよう、福祉サービスを提供する体制の確保に関する施策、福祉サービスの適切な利用の推進に関する施策その他の必要な各般の措置を講じなければならない。

2 国及び地方公共団体は、地域住民等が地域生活課題を把握し、支援関係機関との連携等によりその解決を図ることを促進する施策その他地域福祉の推進のために必要な各般の措置を講ずるよう努めなければならない。

■社会福祉法 第106条の2（地域子育て支援拠点事業等を経営する者の責務）

社会福祉を目的とする事業を経営する者のうち、次に掲げる事業を行うもの（市町村の委託を受けてこれらの事業を行う者を含む。）は、当該事業を行うに当たり自らがその解決に資する支援を行うことが困難な地域生活課題を把握したときは、当該地域生活課題を抱える地域住民の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を勘案し、支援関係機関による支援の必要性を検討するよう努めるとともに、必要があると認めるときは、支援関係機関に対し、当該地域生活課題の解決に資する支援を求めよう努めなければならない。

- ①児童福祉法第6条の3第6項に規定する地域子育て支援拠点事業又は同法第10条の2に規定する拠点において同条に規定する支援を行う事業
- ②母子保健法（昭和40年法律第141号）第22条第1項に規定する母子健康包括支援センターを運営する事業

- ③介護保険法第115条の4第2項第1号に掲げる事業
- ④障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条第1項第3号に掲げる事業
- ⑤子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第59条第1号に掲げる事業

■社会福祉法 第106条の3（包括的な支援体制の整備）

市町村は、次に掲げる事業の実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

- ①地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する事業
 - ②地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に対する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する事業
 - ③生活困窮者自立支援法第2条第2項に規定する生活困窮自立相談支援事業を行う者の下その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する事業
- 2 厚生労働大臣は、前項各号に掲げる事業に関して、その適切かつ有効的な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

■社会福祉法第107条（市町村地域福祉計画）

市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- ①地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
 - ②地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
 - ③地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
 - ④地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
 - ⑤地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

第3章 日野町の現状と課題

日野町の人口・世帯及び地域の現状、地域福祉等に係る活動状況

■人口・世帯の推移

※各年度末時点 ※令和7年12月末

年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
総人口(人)	2,865人	2,782人	2,666人	2,582人	2,522人
総世帯(戸)	1,295戸	1,274戸	1,243戸	1,221戸	1,208戸
高齢化率(%)	50.3%	51.0%	52.2%	53.7%	54.0%

【根雨地区】(根雨1~6区、三谷1区、2区、貝原、高尾、後谷、金持、板井原、濁谷、門谷、秋縄、三土)

年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
総人口(人)	990人	980人	929人	897人	882人
65~74歳(人)	220人	201人	179人	169人	166人
75歳以上(人)	210人	325人	328人	329人	325人
総世帯数(戸)	478戸	477戸	465戸	451戸	449戸
高齢化率(%)	53.5%	53.7%	54.6%	55.5%	55.7%

【日野地区】(舟場、野田、津地、安原、下榎1区、下榎2区、上本郷、下本郷、榎市、別所、小原)

年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
総人口(人)	986人	943人	911人	883人	870人
65~74歳(人)	184人	184人	183人	183人	187人
75歳以上(人)	244人	242人	237人	240人	233人
総世帯数(戸)	427戸	412戸	402戸	398戸	396戸
高齢化率(%)	43.4%	45.1%	46.1%	47.9%	48.3%

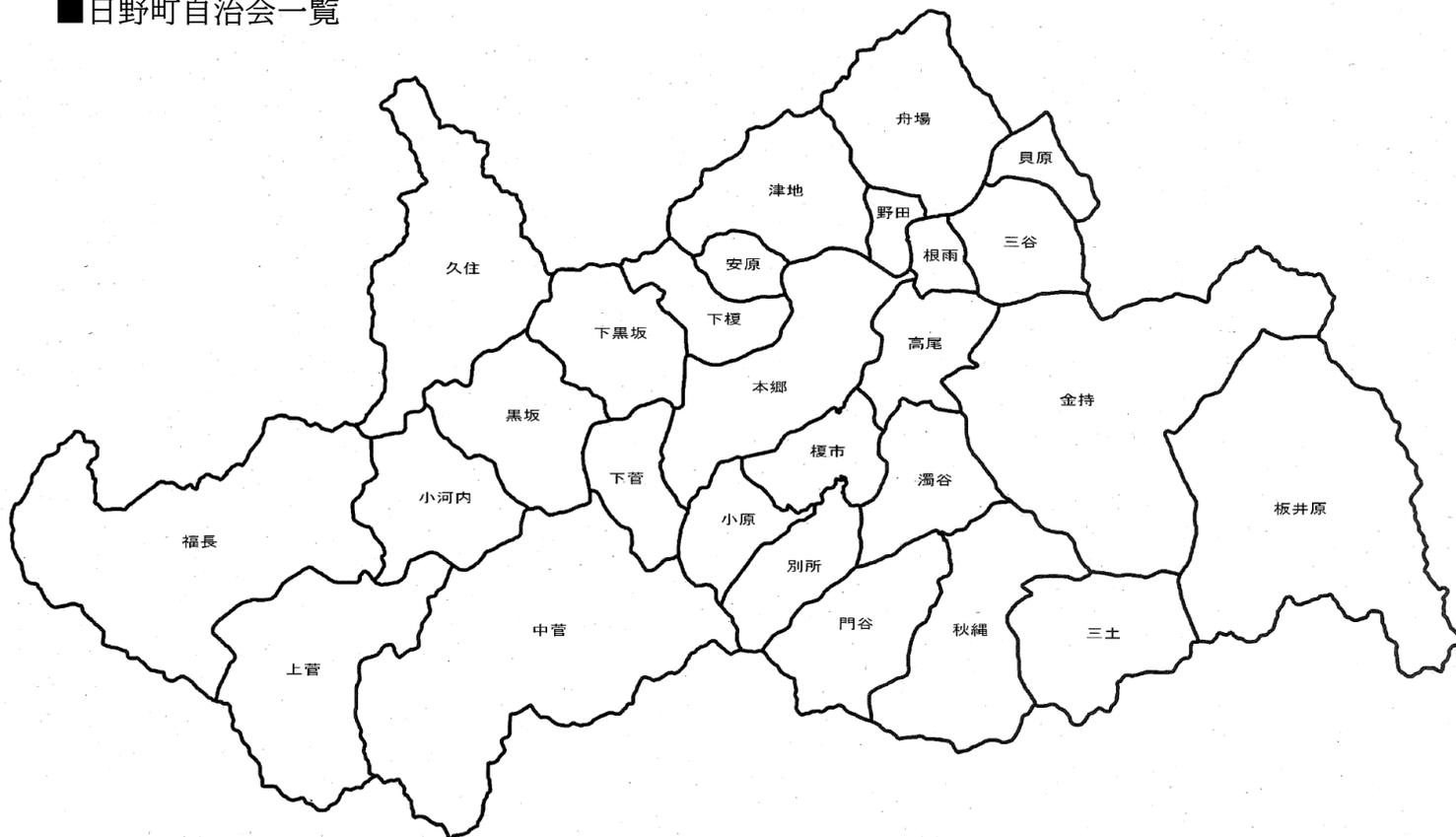
【黒坂地区】(黒坂1~7区、久住、下黒坂、根妻、下菅、中菅、中菅中央、近江、畑、小河内)

年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
総人口(人)	708人	687人	665人	642人	617人
65~74歳(人)	154人	150人	145人	134人	128人
75歳以上(人)	218人	210人	215人	225人	221人
総世帯数(戸)	310戸	307戸	298戸	295戸	288戸
高齢化率(%)	52.5%	52.4%	54.1%	55.9%	56.6%

【菅福地区】(下上菅、中上菅、上上菅、井ノ原、諏訪、漆原、下福長)

年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
総人口(人)	181人	172人	161人	160人	153人
65~74歳(人)	49人	44人	40人	39人	37人
75歳以上(人)	63人	63人	65人	67人	65人
総世帯数(戸)	80戸	78戸	78戸	77戸	75戸
高齢化率(%)	61.9%	62.2%	65.2%	66.2%	66.7%

■日野町自治会一覽



■要介護・要支援認定者数

【要介護（要支援）認定者数】

介護度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
要支援1	31人	37人	29人	34人	42人
要支援2	49人	49人	47人	42人	57人
要介護1	64人	67人	73人	73人	72人
要介護2	58人	53人	52人	58人	58人
要介護3	31人	37人	28人	32人	40人
要介護4	41人	38人	40人	31人	28人
要介護5	35人	30人	30人	21人	21人
合計	309人	311人	299人	291人	318人

■障がい者数

【各障害者手帳所持者数の推移】

各手帳 所持者数	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
身体障害者手帳	218人	199人	188人	174人	156人
療育手帳	38人	39人	39人	38人	34人
精神障害者福祉 手帳	31人	30人	29人	28人	25人

■児童・生徒の状況

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
ひのっこ 保育所	51人	56人	51人	45人	40人
根雨小学校	48人	46人	—	—	—
黒坂小学校	24人	23人	—	—	—
日野中学校	46人	46人	—	—	—
日野学園	—	—	111人	109人	101人

■生活保護世帯の状況

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
受給世帯	19世帯	17世帯	14世帯	17世帯	17世帯
受給者数	22人	21人	16人	19人	18人

第4章 計画の基本的な考え方

基本理念

地域の絆を深め、すべての住民が笑顔で暮らせるまちづくり

日野町では、依然として急速な少子高齢化が進行しており、世帯の小規模化やひとり暮らし高齢者及び高齢者のみの世帯の増加はさらに進んでいます。地域においても地域活動の担い手不足が深刻化し、集落機能の維持が困難な地域（限界集落）が増え自治会運営にも大きな影響をもたらしています。

そのような中でも人と人のつながりを大切にし、生きがいをもって安全で安心して暮らせる地域づくりを推進しようと、地域活動支援交付金を活用した住民主体の活動の支援のほか、福祉と防災の視点から、支え愛マップや個別避難計画の作成・支援を行い、地域のつながりの再構築を目指します。

様々な取り組みを生かし、住民同士が互いに助け上手・助けられ上手になることを今後も啓発し、日頃からの支え合い・助け合いのもとで地域に暮らす住民同士の絆・つながりを深めるため、住民参加を基本とし社会福祉協議会、町、家庭、地域、学校、ボランティア団体等が協働して地域福祉の推進、地域共生社会の実現に取り組んでいきます。

基本目標

日野町の地域福祉を取り巻く現状や課題を踏まえ、基本理念の実現に向けた基本目標として、第1期地域福祉計画で設定した3つの基本目標を再度設定し、取り組みを深めていきます。

I 地域福祉を推進していくための体制の整備

住民の意識や価値観、行政課題や住民ニーズも多様化・複雑化・高度化しており、行政が提供するサービスだけではすべての問題を解決することは大変難しくなっています。

これからも、住み慣れた地域の中で、行政や、地域で活動する団体の方々だけでなく、住民一人ひとりが主体となり、それぞれが地域の問題の解決のために取り組む「地域福祉」をより推進することが必要であり、住民誰もが安心して暮らしていける住みやすい社会をつくっていくための体制整備を進めていきます。

II 安心安全な暮らしを支える地域づくり

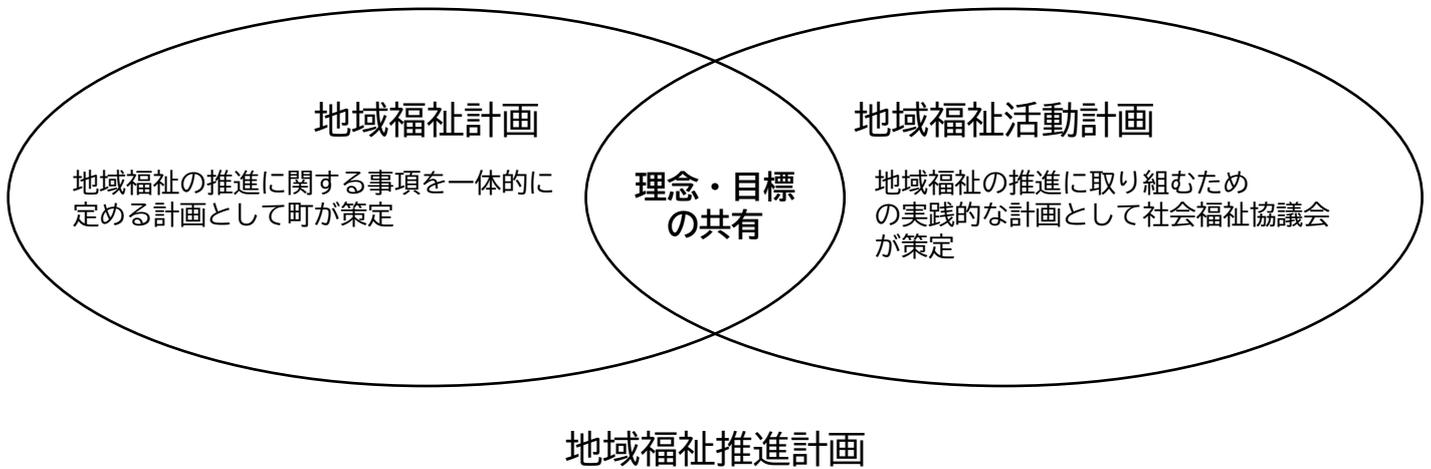
誰もが安心して安全に暮らせることを目指します。そのために、住民同士のつながりを深める地域での話し合いの場づくりを促進します。また、住民同士が互いに支え合い、助け合っていく仕組みづくりや、災害時の備えの取り組みを進め、安心安全な暮らしを支える地域づくりを進めていきます。

III 地域福祉を担う人づくり

誰もが地域福祉の参加者となることを目指します。そのために、学びの機会を充実させることで地域福祉への理解を深めます。また、地域で支え合い、助け合いによる地域福祉活動に取り組む地域のリーダー役となる人の育成に取り組むことで、地域福祉を担う人づくりを進めていきます。

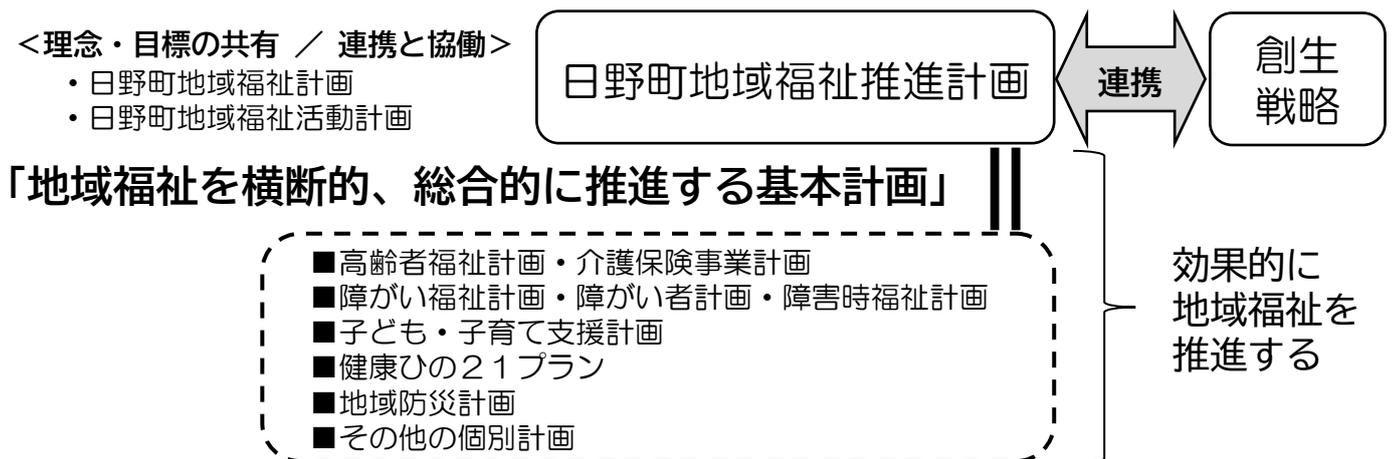
「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」は地域福祉を推進していく上で、相互に連携し役割を明確化するなど欠かすことのできない計画です。

地域福祉の推進に係る理念や目標、方向性を共有し、施策や活動のより効果的な推進が期待できるため、一体的に策定します。



計画の位置づけ

本計画は、社会福祉法第107条に基づき策定するもので、本町における地域福祉を推進するための施策展開の基本となるものです。また本計画は、これまでに策定された高齢者、障がい者、児童など各分野の保健福祉計画を横断的につなぐとともに「地域の絆を深め、すべての住民が笑顔で暮らせるまちづくり」を目指すための「理念」や「施策の方向性」などに関する事項を一体的に定めます。対象者を限定せずすべての住民を対象とし、地域における福祉活動を推進するための計画となります。



日野町内の主な地域資源の状況です。

主な施設・事業所	
高齢者・介護	<ul style="list-style-type: none"> <居宅介護支援・居宅介護予防支援> ● 地域包括支援センター：1カ所 ● 居宅介護支援事業所：2カ所 <入所・短期入所施設> ● 介護老人福祉施設：1カ所 ● 介護老人保健施設：1カ所 ● 短期入所生活介護（予防）：1カ所 ● 短期療養生活介護（予防）：1カ所 <通所事業所> ● 通所介護（デイサービス）事業所：1カ所 ● 通所リハビリテーション（デイケア）事業所：1カ所 <訪問事業所> ● 訪問介護（ホームヘルプサービス）事業所：1カ所 ● 訪問看護事業所 <福祉用具事業所> ● 福祉用具販売事業所：1カ所 <地域密着型サービス>：1カ所 ● 認知症対応型共同生活介護：1カ所 ● 小規模多機能型生活共同介護：1カ所
障がい	<ul style="list-style-type: none"> ● 就労継続支援B型：2カ所 ● 居宅介護支援事業所：1カ所 ● 日中一時支援事業所：1カ所 ● グループホーム：1カ所
医療	<ul style="list-style-type: none"> ● 病院：1カ所 ● 診療所：1カ所 ● 歯科医院：1カ所 ● 調剤薬局：2カ所
児童・子育て	<ul style="list-style-type: none"> ● 保育所：1カ所 ● 義務教育学校：1カ所 ● 高等学校：1カ所 ● 子育て支援センター：1カ所 ● 子育て世代包括支援センター：1カ所 ● 放課後子ども教室：1カ所

地域住民の身近な資源		
地域資源	<ul style="list-style-type: none"> ● 社会福祉協議会 ● 民生児童委員・主任児童委員 ● 更生保護女性会 ● 保護司 ● 人権擁護委員 ● 消防団 ● 自主防災組織 ● 自治会 ● 警察署 	<ul style="list-style-type: none"> ● 消防署 ● 青少年育成会 ● 移動販売事業者 ● P T A ● 日野ボランティア・ネットワーク ● 商工会 ● 老人クラブ ● 地域おこし協力隊 ● 集落支援員
活動拠点	<ul style="list-style-type: none"> ● 公民館 ● 自治会集会所 ● 日野町リノベーションL a b 	<ul style="list-style-type: none"> ● 町公舎 ● 老人憩いの家 ● 町山村開発センター

第5章 計画の取り組みと役割分担（施策の展開）

基本目標Ⅰ 地域福祉を推進していくための体制整備

地域福祉の推進は、地域住民が互いにその人らしさを尊重し合いながら、参加し共生する地域社会「地域共生社会」の実現を目指して行われるものです。

地域共生社会とは、制度・分野ごとの縦割りや支え手、受け手という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と地域資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともにつくっていく社会です。

地域福祉を推進するのは、地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者（専門職）、社会福祉に関する活動を行う者（ボランティアや民生委員）であり、男女共同参画の視点に立って互いに協力し推進に努めなければならないとされています。

基本計画1 集落の生活課題を解決する力の向上

地域福祉の推進は住民一人ひとりが主役になって地域の生活課題を自ら解決し、地域活性化に取り組んでいくことが大切な取り組みとなります。

住み慣れた地域で安心して暮らしていくために、積極的な地域活動への参加は身近な取り組みの一つです。行政や社会福祉協議会をはじめ、関係機関の支援で取り組みを促進します。

【目指す姿】

各関係機関と協力し、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える地域生活課題の把握・解決を行います。

内 容	
地域住民の取り組むこと	◎活動の主体となり様々な手法で地域課題の解決に取り組む。 <ul style="list-style-type: none">・日頃の見守り活動の実施・集落内でのサロンの開催・支え愛マップづくりの積極的な実施・町とともに個別避難計画の作成と活用取り組み・個別避難計画等を生かした防災訓練の実施
社会福祉協議会の取り組むこと	◎生活支援コーディネーターを配置し、地域における生活支援・介護予防サービスの提供体制を整備する。 <ul style="list-style-type: none">・サロンボランティア等の養成・支え愛マップづくりの普及推進、作成支援、活動支援・集落サロン（ふれあいサロン）活動支援・個別避難計画作成支援・集落における避難所開設支援、避難所運営等訓練支援
町の取り組むこと	◎社会福祉協議会の活動を支援する。 <ul style="list-style-type: none">・社会福祉協議会と連携して集落活動支援・生活支援コーディネーター業務を委託・連携強化のため定期的な連絡調整会議の開催・全自治会における個別避難計画の作成・更新と活用支援

基本計画2 社会福祉協議会の機能強化

社会福祉協議会は、地域福祉計画の根拠法である社会福祉法において、地域福祉の推進を図る中核として位置づけられ、地域福祉を推進していくことを使命とし、誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくりを推進することを目的とした組織です。

行政と連携しながら本計画の推進役を担うとともに、その推進において地域住民や各種団体、行政との調整役としての役割を担います。

【目指す姿】

社会福祉協議会の組織体制の強化が進められてきました。生活支援コーディネーターと福祉活動専門員を配置し、地域に出かける機会を増やし、地域と連携し情報共有や連携強化をすることにより地域のニーズ把握に努め、地域住民と連携・協働し地域福祉を推進します。

内 容	
社会福祉協議会の 取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"> ◎組織体制をさらに強化・充実する。 <ul style="list-style-type: none"> ・事業実施に必要な職員体制整備 令和8年度：1名新規採用 令和10年度：1名新規採用 ・生活支援コーディネーター、福祉活動専門員の配置 ◎地域の生活支援体制整備を強化し、集落の生活課題を解決する。 <ul style="list-style-type: none"> ・相談体制の強化 ・関係機関との連携強化・ネットワークの構築 ・安心サポート事業の体制整備・事業実施 ・地域のサロンボランティア等の養成 ・支え愛マップづくりの普及推進、作成支援、活動支援 ・集落サロン（ふれあいサロン）活動支援 ・個別避難計画作成支援 ・集落における避難所開設支援、避難所運営等訓練支援 ・ライフサポート事業の充実
町の取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"> ◎社会福祉協議会の活動を支援する。 <ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉協議会と連携して集落活動支援 ・生活支援コーディネーター業務を委託 ・連携強化のため定期的な連絡調整会議の開催

基本計画3 包括的な支援体制の構築と地域共生社会の実現

高齢、子ども、障がい、生活困窮の各分野の中では包括的な支援体制が構築されてきましたが、複合化・複雑化した課題の場合、対象者別の支援体制では問題解決につながりません。そこで、世帯全体の複合化・複雑化した課題を受け止める総合的な相談体制の構築（重層的支援体制整備）が求められます。

また複合化・複雑化する課題について「他人ごと」ではなく「我が事・丸ごと」と考える地域づくりに向け社会福祉協議会、町が連携してコーディネート等を行います。

【目指す姿】

高齢、子ども、障がい、生活困窮の各分野を超え、それ以外の福祉制度、福祉以外の関係制度の縦割りを包括化し、複合化・複雑化する課題に対応していく。

内 容	
地域住民の取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"> ◎関係機関と連携して地域住民の課題の発見に努める。 ・支え愛マップづくり等を通じて、課題を抱える地域住民の早期発見 ・課題解決のための話し合いの場づくり ・町、社会福祉協議会ほか関係機関と連携強化
社会福祉協議会の取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"> ◎行政、社会福祉法人、相談支援事業所等と連携強化を図る。 ・各関係機関との連携強化・協働体制整備 ・介護予防や地域行事、生活課題の解決など世代や属性を越えて交流できる場や居場所づくりのコーディネート（地域づくり事業、参加支援事業） ・日常生活自立支援事業による権利擁護の取り組み ・家計改善支援事業による世帯の経済的な自立支援 ・身寄りのない高齢者等の課題解決のための安心サポート事業の実施 ・職員の研修、資格取得などによる資質向上
町の取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"> ◎庁内の相談窓口の機能向上と連携強化を図る。 ・庁内の各課等相談窓口の連携強化・協働体制の整備（包括的相談支援事業） ・各関係機関との連携強化・協働体制の整備（多機関協働事業） ・各関係機関等による支援会議を組織（多機関協働事業） ・介護予防や地域行事など世代や属性を越えて交流できる場や居場所づくり（地域づくり事業、参加支援事業） ・福祉事務所による就労支援・居住支援（参加支援事業） ・職員の研修、資質向上

※この取り組みは、「社会福祉法（昭和26年法律第45号）」第106条の5第1項に規定する市町村計画として位置づけています。

基本計画4 生活困窮者等自立相談支援機関の役割

現在、役場に設置されている「生活困窮者等自立相談支援機関」も地域福祉を推進していく上で重要な役割を担っています。「仕事がない」「借金がある」「家族がひきこもり状態にある」など、経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなる可能性がある方、収入はあるものの家計管理ができず、月々の生活費が不足する方等を支援します。

近年の社会変動により、家族、地域社会、安定した就労とつながることが難しく孤立状態にある複合化・複雑化する課題の解決のためには、包括的な支援体制のもと、社会福祉協議会をはじめとし、様々な団体とネットワークを構築し、地域資源の開発、関係機関との連携及び情報共有が重要となってきます。

【目指す姿】

専門機関の相談体制を強化し、支援が必要な方に対する的確な対応を行います。

内 容	
地域住民の取り組むこと	◎相談窓口へ相談するよう声をかける。 ・自身で課題を抱えている方は窓口相談する。 ・専門の相談機関の紹介
社会福祉協議会の取り組むこと	◎行政、関係機関との連携を強化する。 ・日常生活自立支援事業、生活福祉資金の実施 ・家計改善支援事業の実施 ・意思決定が困難な方への法人後見事業の実施 ・職員の研修、資格取得などによる資質向上
町の取り組むこと	◎庁内の相談窓口の機能向上と連携強化を図る。 ・庁内の各課等相談窓口の連携強化・協働体制の整備 ・各関係機関との連携強化・協働体制の整備 ・職員の研修、資質向上

町は少子高齢化により、総人口の減少が進んでおり、その背景には、晩婚化や晩産化、子育ての経済的負担など、様々な要因が影響していると考えられます。

また生活の多様化や課題の複雑化・複合化により、経済的な困窮、地域内で孤立する子育て世帯や、ヤングケアラー、生理の貧困といった社会的な課題を抱える家庭も地域に潜在化しています。国の「子供の貧困対策に関する大綱」、県の「鳥取県子どもの貧困対策推進計画」の方針に沿って取り組みを進めることとします。

【目指す姿】

福祉、子育て支援、保健、学校教育など、様々な分野、機関と連携し取り組みを進めます。

内 容	
地域住民の取り組むこと	◎子育て世帯の社会的孤立の防止 ・地域住民の把握、声かけ等
社会福祉協議会の取り組むこと	◎困窮世帯の支援、相談体制の充実 ・生活福祉資金をはじめとした貸付金の相談受付・手続き支援
町の取り組むこと	◎切れ目のない支援の充実を図る。 ・児童手当・児童扶養手当制度の確実な実施 ・妊娠から出産、子育てにおける切れ目のない支援 ・保育や給食費の無償化 ・養育費に係る公正証書等作成促進 ・要保護児童対策地域協議会の運営・児童相談所との連携

※この取り組みは、「子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律（平成25年法律第64号）」第9条第2項に規定する市町村計画として位置づけています。

認知症や認知症の疑いのある人や障がいのある人が、住み慣れた地域で安心・安全に生活するためには権利擁護の推進や虐待対応などの取り組みを充実させていかなければいけません。今後は、家族等の支援を受けることが困難な身寄りのない高齢者、親なき後の障がいのある人の意思決定支援などの取り組みが重要となってきます。

そのためには、各機関が連携し役割を持って権利擁護推進の取り組みを推進することが必要です。あらゆる虐待の防止・早期発見などに取り組みます。

【目指す姿】

総合的な権利擁護事業の推進のため、関係機関の連携や地域の中での見守り活動の強化による虐待等の防止、早期発見できる取り組みを進めます。

内 容	
地域住民の取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"> ◎権利擁護の理解を深め意識の向上に努めます。 ・研修や学習会への積極的な参加。 ・市民後見人養成講座への積極的な参加 ・虐待やひきこもり、8050問題などの早期発見・早期連絡 ・地域住民が参加できる地域づくり・見守り支援の構築
社会福祉協議会の取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"> ◎成年後見制度をはじめ権利擁護の取り組みを推進します。 ・「一般社団法人 権利擁護ネットワークほうき」と連携した成年後見事業の推進（専門職の資質向上、市民後見人養成講座への積極的な参加と参加支援、住民への情報提供） ・日常生活自立支援事業の推進・事業強化（生活支援員の確保・育成、他機関との連携による事業実施、住民への情報提供）
町の取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"> ◎成年後見制度の適切な利用について中心となって推進します。 ・西部管内の市町村と連携して中核機関となる「一般社団法人 権利擁護ネットワークほうき」の活動支援 ・地域、関係機関と協力して虐待やひきこもり、8050問題などの早期発見・解決 ・市民後見人養成講座の情報提供と参加支援 ・市町村申し立ての積極的な検討と実施

※この取り組みは、「成年後見制度の利用促進に関する法律（平成28年法律第29号）」第14条第1項に規定する市町村計画として位置づけています。

基本計画7 犯罪をした人等への社会復帰支援

全国における刑法犯の認知件数は、平成14年をピークに減少を続けており、日本は諸外国と比べても治安の良さが示されています。しかし、検挙者数に占める再犯者数の割合（再犯者率）は増加傾向にあり、令和4年度で47.9%と、刑法犯検挙者の約半数は再犯者という状況となっています。安全に安心して暮らすことのできる社会を実現するためには、再犯の防止にむけた取り組みが必要となっています。

犯罪や非行をした人の中には、貧困や疾病、厳しい生育環境など様々な生きづらさや困難を抱えている人も少なくありません。その生活課題を支援するため、地域においても関係機関等が協力して、継続的に社会復帰を支援していくことが必要です。

【目指す姿】

犯罪や非行をした人が社会から取り残されることなく、円滑に社会復帰し、地域の一員として活躍でき、再犯を防止し、安全で安心して暮らせる地域社会を目指す。

内 容	
地域住民の取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"> ◎犯罪や非行をした人が地域で孤立しない地域づくりを推進する。 <ul style="list-style-type: none"> ・再犯防止に対する理解の促進 ・地域による受け入れ体制の推進 ・犯罪や非行をした人を排除しない地域づくりの推進
社会福祉協議会の取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"> ◎犯罪や非行をした人が地域で孤立しないための地域づくりを支援する。 <ul style="list-style-type: none"> ・再犯防止に対する理解のための学習会等の開催支援 ・地域による受け入れ体制のコーディネート ・犯罪や非行をした人を排除しない地域づくりのコーディネート
町の取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"> ◎地域の関係機関により社会復帰支援を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・総合相談受付窓口 ・再犯防止に対する理解のための学習会等の開催 ・関係機関による就労・住居の確保支援 ・保健医療・福祉サービスの利用促進 ・学校等と連携した就学支援 ・犯罪や非行をした人の特性に応じた効果的な指導の実施 ・保護司の支援

※この取り組みは、「再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号）」第8条第1項に規定する市町村計画として位置づけています。

基本計画8 福祉のサービスを利用しやすい体制づくり

福祉制度やサービス利用、地域福祉の推進等にかかる情報を、誰もが必要な時に入手できるよう、様々な方法や機会を活用して情報提供を行います。

また、福祉をはじめ地域づくり、防災、支え合い・助け合い等に関する様々な相談を気軽にできる体制の構築、相談窓口の周知を図ります。さらにその相談の解決に向けて、地域で支援活動に取り組む人や団体との連携にも取り組みます。

【目指す姿】

日常生活において、必要な時に必要な情報が得られるよう、様々な媒体による情報提供を行い、解決を図ります。

内 容	
地域住民の取り組むこと	<p>◎情報を積極的に得ること、また進んで相談機関等を紹介する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・様々な機関が提供している情報の取得 ・福祉サービス等に関する研修会などへの積極的な参加 ・悩みを抱え込まず、相談窓口の活用 ・悩みを抱えている人への相談窓口の紹介 ・ボランティア活動への積極的な参加 ・福祉や介護等のサービス事業所の行事などへの積極的な参加
社会福祉協議会の取り組むこと	<p>◎広報機能の充実を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広報誌、ホームページ等の充実 ・相談窓口の周知 ・福祉、地域づくり、防災等様々な関係機関との連携 ・様々なイベントで社会福祉協議会の周知 ・生活支援コーディネーター、福祉活動専門員による地域資源の把握・開発
町の取り組むこと	<p>◎日常生活に必要な事業、相談窓口の周知</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広報紙、ホームページ等の充実 ・地域包括支援センターなど、総合相談窓口の周知、 ・分かりやすい情報発信のあり方の検討 ・社会福祉協議会の生活支援コーディネーター、福祉活動専門員との連携強化 ・移動販売を活用した情報提供 ・専門性の高い相談に対応するため、専門機関との連携強化 ・来庁相談、家庭訪問等による相談支援の充実 ・ニーズ把握に努め、より実効性のある事業の企画立案 ・町に設置してある子育て世代包括支援センター（ネウボラ）を拠点とした子育てに関する相談支援 ・子育て支援を行う人と支援を必要とする家族をつなぐファミリーサポートセンターの充実 ・虐待の早期発見ときめ細やかな対応をするため関係機関との連携強化

第5章 計画の取り組みと役割分担（施策の展開）

基本目標Ⅱ 安心・安全な暮らしを支える地域づくり

誰もが安心して安全に暮らせることを目指します。そのためには住民同士がつながり、相互理解と活躍の場が必要です。

相互理解するために、住民同士のつながりを深める地域での話し合いの場の提供、地域の中での支え合い・助け合いの仕組みづくりを推進します。これは災害時にすべての地域住民を誰も取り残さず避難誘導する行動とも併せて取り組む必要があります。

また、生きがいつくりとして、住民一人ひとりの強みを生かし活躍する場の提供を促進します。地域の力を結集することで、安心・安全な暮らしを進めていきます。

基本計画1 世代間交流の促進

昔に比べ、地方においても近所付き合いが薄れつつある中で、集落の維持や住民同士のつながりを強化するため、幅広い世代の交流の機会、地域づくりへの参画を促進します。

【目指す姿】

幅広い世代が地域の中でつながるため、各地域内の集いの場を積極的に増やします。そのために近所づきあいの復活を図ります。

内 容	
地域住民の取り組むこと	◎幅広い世代が集う活動に参加・運営する。 ・地域内の活動（祭りや清掃活動等の諸活動）の企画・運営 ・複数地区での合同開催 ・1地区また複数地区での避難等防災訓練の実施 ・小地域座談会等を活用した話し合いの場づくり
社会福祉協議会の取り組むこと	◎世代間交流ができる交流の場づくりを支援する。 ・集落サロン（ふれあいサロン）活動支援 ・集落における避難所開設支援、避難所運営等訓練支援
町の取り組むこと	◎地域力を高める講座や座談会の開催 ・誰もが参加しやすい講座の企画・運営・周知 ・集落支援員等による地域力向上の取り組み ・小地域座談会等を活用した地域づくりを考える機会の提供

地域の中に、集まりたいときに集まり、気軽におしゃべりしお茶を飲むことができる「みんなの集いの場」の確保を進めていきます。

地域の集会所のほか新たな地域の拠点づくりの可能性を探ります。

【目指す姿】

「集まれる場所がほしい」「皆で仲良くお茶でもしたい」と思われている人の居場所として、地域の集会所や公民館等を活用し、気軽に集まれる場所や仕組み作りを支援します。

内 容	
地域住民の取り組むこと	◎気軽に集える拠点をつくる。 ・地区の集会所の定期的な活用・整備 ・空き家など地域資源を活用した拠点づくり ・集う場の積極的な企画・運営（協力）・参加
社会福祉協議会の取り組むこと	◎地区との連携による拠点づくりを推進する。 ・地域が目指す拠点づくりの支援 ・生活支援コーディネーター、福祉活動専門員による拠点づくり支援
町の取り組むこと	◎「みんなの集いの場」における活動を支援する。 ・いきいき百歳体操、介護予防教室、eスポーツの推進 ・庁舎内の連携による地域づくり支援

線状降水帯による集中豪雨、地球温暖化による台風の大型化、JPCZ（日本海寒帯気団収束帯）による局地的な大雪など、災害等の発生時に支援活動を円滑に進めるため、平常時からの備えを充実させます。

【目指す姿】

防災・減災対策と地域福祉活動の一体的な取り組みを行うため、日野町地域防災計画と連携し、支え愛マップの作成や効果的な防災避難訓練に取り組みます。

内 容	
地域住民の取り組むこと	<p>◎自身での備え、地域での備えに取り組む。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食品・飲料水その他の生活必需物資の準備 ・避難所への経路、一緒に避難する人の確認 ・災害時避難を想定した隣近所の日頃からの声かけ等関係づくり ・自主防災組織の充実と地域住民の参加 ・支え愛マップの作成による課題や状況把握の明確化 ・災害時を想定した効果的な防災避難訓練 ・災害時の早目の避難
社会福祉協議会の取り組むこと	<p>◎防災と福祉の考え方を周知・浸透させる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・すべての自治会での支え愛マップづくりの普及推進、作成支援、活動支援 ・集落における避難所開設支援、避難所運営等訓練支援 ・災害時たすけあいセンターの運営
町の取り組むこと	<p>◎住民の防災意識を向上させる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉協議会と連携した支え愛マップの普及推進・作成支援 ・個別避難計画の作成推進と自治会での取り組み支援 ・年1回の全町一斉防災訓練の効果的な企画立案 ・広報誌、座談会等による防災意識の向上 ・被災時の生活再建に係る取り組み（災害ケースマネジメント）に向けた体制づくり ・災害時における避難等に関する住民への迅速な指示

第5章 計画の取り組みと役割分担（施策の展開）

基本目標Ⅲ 地域福祉を担う人づくり

地域福祉活動を推進・充実していくためには、地域の中で活動を支える人材の確保と育成が必要です。専門職やボランティア団体など、日ごろからある程度地域福祉に関わりのある人材は更なる知識の習得や活動の充実を図ることが求められます。また、様々な福祉サービスを必要とする人を地域の中で住民自らが支えていけるよう、人材の確保・育成、活動の促進を図ります。

基本計画1 福祉や人権についての理解

福祉や人権への理解が、地域でお互いを支え合い、助け合う関係の土台となります。地域住民が認知症、障がい、子育てなどに関わる個別の課題を地域課題へ転換し解決するために、福祉や人権について学ぶ機会を充実させます。

【目指す姿】

認知症、障がい、子育て、虐待など、地域で暮らすあらゆる人の人権が尊重され理解が深まるよう、学習会への積極的な参加、地域での学習会等の開催を推進します。

内 容	
地域住民の取り組むこと	◎福祉や人権について理解する。 ・福祉や人権に関する講座や研修会へ地域ぐるみでの参加 ・複数地区での座談会の合同開催 ・認知症や障がい、LGBTQ+など生きづらさを抱えた人の人権について学ぶ。
社会福祉協議会の取り組むこと	◎地域での福祉、人権に係る講座等を開催する。 ・地域共生社会への理解を促進させるための活動 ・生活支援コーディネーター、福祉活動専門員を中心とした福祉教育活動等の開催 ・小中学生、高校生、大人に対する福祉教育の実施
町の取り組むこと	◎福祉や人権に係る講座等の推進を図る。 ・日野町人権センターと協働し企画立案した町民人権講座の開催 ・小地域座談会における地域福祉等に関する意見交換の推進 ・日野町が設置している認知症地域支援推進員による出前認知症座談会の開催 ・自治会や義務教育学校、高等学校、事業所など、地域全体への認知症サポーター養成講座の実施。 ・子どもの健全育成や子育ての不安解消などに向けた取り組みの実施 ・高齢者、障がいのある方、子どもに対する虐待について学ぶ機会の提供、相談受付

現在、町は地域支え合い推進員を配置し、75歳以上の一人暮らしの方、高齢者のみの世帯を中心に見守り活動を行い、困りごとや普段の生活などについて聞き取りを行っています。そして社会福祉協議会では生活支援コーディネーターを配置し、地域を回り困りごと等の聞き取りを中心に、ライフサポート事業などにつなぎ、困りごとの解決にスピーディーに対応しています。また役場内の各課につなぎ町民のニーズに応えているところです。

しかし、見守り対象者（世帯）と各担当者同士といった狭い範囲で解決しており、地域全体でその生活課題を把握し、地域の中でも解決に向かう取り組みが進んでいないのが現状です。

平時から地域内で見守り活動が行われ、地域全体でその地域で暮らす住民の生活課題について知り、町や各種団体と連携して課題解決に取り組みます。

【目指す姿】

行政や各団体が把握した地域の生活課題をもとに、地域での支援活動を強化します。

内 容	
地域住民の取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"> ◎日頃から見守り活動を行い、住民の変化に気づく。 ・日頃から住民同士であいさつや声かけによるコミュニケーション ・民生児童委員・主任児童委員との連携 ・生活課題に対する解決方法を町や社会福祉協議会に相談 ・悩みを1人で抱え込まず、隣近所へ支援を求める ・ゴミ出しや買い物など日常生活の困りごとに対し地域で協力 ・虐待やヤングケアラーなど、気になる世帯に対し、関係機関と連携した見守り活動 ・虐待若しくは虐待と思われる様子を発見したときは、警察や児童相談所、町の相談窓口へ速やかに連絡
社会福祉協議会の取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"> ◎地域の生活課題を解決できる地域づくりの推進を図る。 ・関係機関と連携した見守り活動の実施 ・生活支援コーディネーター、福祉活動専門員による、地域の生活課題を解決できる地域づくりの推進 ・生活課題を解決するため安心サポート事業やライフサポート事業の充実 ・地域内での福祉教育の推進 ・法人後見等、町と連携した権利擁護の取り組み
町の取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"> ◎見守り活動を基にした防災と福祉の取り組みの推進。 ・地域での見守り活動への理解等普及啓発 ・把握した生活課題の地域との共有 ・見守り活動の組織的推進のための見守りネットワークの構築 ・定期的な見守り関係団体との連絡会の開催 ・移動販売事業者との買物福祉サービス支援事業の委託 ・虐待やヤングケアラー等に対する適切かつ迅速な対応

基本計画3 地域福祉活動の担い手の確保・育成

地域福祉を進めていくうえで、重要となるのが地域の中でのリーダーをどのように確保・育成していけるかです。住み慣れた地域の中で住民誰もが安全で安心して暮らしていける住みやすい社会を作っていくには、行政やボランティア団体等だけではなく、住民一人ひとりの参加（主体）が不可欠です。

社会福祉協議会に配置している生活支援コーディネーター、福祉活動専門員を中心に、集落支援員、役場各課と連携し、担い手の確保・育成、地域全体の地域力の向上を図ります。

【目指す姿】

住民と関係機関が一緒になって地域の生活課題が解決できる話し合いの場など、住民が主体的に参画する機会等を創出します。

内 容	
地域住民の取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"> ◎住民参加による地域の支え合い・助け合い活動を実施する。 ・隣近所への声かけや見守り、話し相手など自分にできる範囲での活動 ・地域での見守り活動、祭りや行事などへの積極的な参加 ・地域住民同士で集まり、地域の生活課題についての話し合い
社会福祉協議会の取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"> ◎地域に求められる新たな福祉人材を育成する。 ・生活支援コーディネーター、福祉活動専門員の配置 ・住民同士の集まりの開催支援 ・集まりを活用した生活課題の解決の支援 ・地域での見守り活動実施の支援 ・地域福祉活動に参加する人への学習会、講演会の開催
町の取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"> ◎地域や関係機関と連携した地域づくりの支援 ・地域、社会福祉協議会と連携した目指す地域像の構築支援 ・庁舎内各課ネットワークの構築 ・社会福祉協議会とともに地域に出かけての学習会、講演会の開催 ・地域の生活課題解決に向けた事業の実施

第6章 計画の推進

計画の推進体制

地域福祉活動の主役は、地域に生活している住民自身です。制度・分野の枠や「支える側」「支えられる側」という関係性を超えて、住み慣れた地域で、人と人、人と社会がつながり、すべての住民が、障がいの有無にかかわらず、その人らしい生活を継続していけるよう「他人事」ではなく「我が事」として地域全体で支え合いながらともに地域づくりを行う地域共生社会を実現させるために、行政、社会福祉協議会、関係機関、地域など地域全体での協働が不可欠です。

計画の推進に当たっては、地域福祉を担う主体それぞれが役割を果たし、互いに連携・協働して推進していく必要があります。

①計画の周知

町地域福祉推進計画で示した基本目標や今後の取り組みについて、要約版・概要版や広報、ホームページなどで公表し周知を図ります。

また、地域住民に具体的に取り組んでいただきたいことの説明や活動事例などの紹介を行いながら、理解と参加・協力を求めます。

②住民の役割

地域福祉活動の主役は住民です。住民一人ひとりが地域の生活課題に対する意識や認識を高め、地域社会を構成する一員であることの自覚を持つことが大切です。

一人ひとりが自らの地域を知り、自ら考え、地域で起こっている様々な問題を地域において解決していく方策を話し合い、地域福祉の担い手として、地域福祉活動、ボランティア活動などに積極的かつ主体的に参画するよう努めます。

③社会福祉協議会と町との連携強化

社会福祉協議会は、社会福祉法第109条の中で、地域の福祉活動を推進していく責務があり、それを担う役割が明確に示されています。本計画推進・実施の主体となり、生活支援コーディネーター、福祉活動専門員らが中心となって事業の企画や実施、普及などを行っていきます。

引き続き、社会福祉協議会と町は、密接に連携し本計画を推進するため定めた取り組みを実施していきます。

④町の支援体制づくり

行政は、住民の福祉向上を目指して福祉施策を総合的に推進する責務があります。その責務を果たすために、地域福祉を推進する関係機関・団体等の役割を踏まえながら、相互に連携し協力していくとともに、住民ニーズの把握と地域の特性に配慮した施策の提案・推進に努めます。

また地域福祉の推進に当たっては、複合化・複雑化する地域の生活課題に対応するため、庁内各課との連携を強化し、包括的な支援体制を構築します。

⑤福祉や医療・介護サービス事業者の役割

福祉や医療・介護サービス提供事業者や協力者として、利用者・患者の自立支援、サービスの質の確保、利用者保護、事業内容やサービス内容の情報提供及び周知、他のサービスとの連携に取り組むことが大切です。

今後、複合化・複雑化する住民のニーズに対応するため、すでに実施している事業の更なる充実や新たなサービスの創出、住民が地域福祉へ参加するための支援等を実施するよう努めます。

⑥事務局体制

事務局体制は、町と社会福祉協議会が一体的に取り組んでいきます。

日野町地域福祉計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づく日野町地域福祉計画（以下「計画」という。）の策定及び推進のため、日野町地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について、調査審議するものとする。

- (1) 地域福祉計画の策定に関すること
- (2) その他計画の策定に関して必要なこと。

(組織)

第3条 委員会は、委員17人以内をもって組織し、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 学識経験者 1名
- (2) 住民組織代表者 2名以内
- (3) 保健・医療及び福祉関係者 3名以内
- (4) 民生委員代表者 1名
- (5) ボランティア関係者 2名以内
- (6) 町民から公募した者 3名以内
- (7) 社会福祉協議会事務局職員 1名
- (8) 行政職員 3名以内
- (9) その他町長が特に必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から計画策定の完了の日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は委員の互選により選任する。

3 委員長は、委員会を代表し会務を統括する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。ただし、委員長が選任される前に開催される会議は、町長が招集する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(作業部会)

第7条 必要な資料の収集、調査、その他の各種研究を行うため、委員会のもとに作業部会を置く。

2 作業部会は、次の各号に属する者及び委員長が特に必要と認めた者で組織する。

- (1) 日野町健康福祉課
- (2) 日野町福祉事務所
- (3) 日野町健康福祉センター
- (4) 日野町地域包括支援センター
- (5) 日野町教育委員会
- (6) 日野町社会福祉協議会
- (7) 日野病院

3 作業部会には、部会長1名及び副部会長1名を置き、部会員の互選とする。

4 作業部会は、部会長が招集する。

5 特定の分野に関して専門的な調査研究を行うため、必要に応じ関係者等の出席を求め、説明及び意見を聴くことができる。

(報告)

第8条 委員長は、委員会の所掌事務について調査審議した結果を町長に報告するものとする。

(庶務)

第9条 委員会及び作業部会の庶務は、健康福祉課において行う。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

日野町地域福祉計画策定委員会 委員

区分	所属	役職	委員名	備考
住民組織代表者	日野更生保護女性会	会長	音田 真理子	
保健・医療及び福祉関係者	日野病院	医事課長	山口 浩一	
	日翔会	事業部長代理	石田 絵里	
	セルプひの	所長	梅林 日登美	
民生委員代表者	日野町民生児童委員協議会	会長	宮田 明	
ボランティア関係者	日野ボランティア・ネットワーク	代表	山下 弘彦	委員長
	わすれんぼくらぶ	代表	松田 暢子	
行政職員	日野町教育委員会	課長	三好 達也	副委員長
	日野町総務課	危機管理監	天野 智	

日野町地域福祉計画策定委員会 事務局

区分	所属	役職	委員名	備考
事務局	日野町健康福祉課	課長	住田 秀樹	
		副主幹	谷口 理恵	
	日野町地域包括支援センター	センター長	吉原 尚志	
	日野町社会福祉協議会	事務局長	森本 智喜	
		生活支援 コーディネーター	長谷川 美喜	

	用語名	開設
か 行	介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	介護保険が適用される施設サービスの一つで、常時介護が必要で、居宅での生活が困難な方が入所して、日常生活上の支援や介護が受けられる施設です。
	介護老人保健施設	介護保険が適用される施設サービスの一つで、状態が安定していても、ある程度の医学的ケアなどが必要な方などが、早期の在宅復帰を目指してリハビリや介護が受けられる施設です。
	家計改善支援事業	生活困窮者自立支援法に基づき、家計に問題を抱える生活困窮者に対して、専門の相談員が相談者とともに家計の「見える化」を行い、生活改善に向けた伴走支援により自立した生活を送れるようにする事業です。
	協働	住民、行政、企業、ボランティアなどが、目的を共有し、お互いの特性を理解、尊重して、対等な立場で協力して地域の課題解決などにも取り組むことです。
	子育て支援センター	乳幼児親子が自由に遊んだり、子育てに関わる相談ができる総合窓口です。
	子育て世代包括支援センター	妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を行う、ワンストップ窓口です。
	居宅介護支援事業所 (介護)	介護等の支援を必要とする要介護者の心身の状態、家族など生活環境、本人・家族の希望等に沿って介護サービス利用計画(ケアプラン)を作成したり、介護保険利用時の連絡・調整などを行う事業所です。
	居宅介護支援事業所 (障がい)	障がい者等の自宅を訪問し、入浴、排せつ、食事の介護等を行う事業所です。
	ケアマネジャー (介護支援専門員)	要介護者やその家族からの相談に応じ、希望や心身の状況から適切な介護サービス利用計画(ケアプラン)を作成し、サービス提供事業者との連絡・調整を行う、厚生労働省令で定められた専門職員です。
	ケアマネジメント	介護を要する高齢者や障がい者のニーズごとに、多様なサービスを効果的に組み合わせ提供するための手法です。
	権利擁護	社会福祉の分野では、自己の権利や援助のニーズを表明できない障がい者等に代わって、援助者が代理人としてその権利やニーズ獲得を行うことです。
	個別避難計画	高齢者や障がい者など、災害時に自力での避難が困難な「避難行動要支援者」一人ひとりに対し、避難を支援できるよう、避難先や避難支援の方法などを記載した計画のことで、
	高齢化率	65歳以上の人口が、総人口に占める割合です。

	用語名	開設
さ 行	災害時たすけあいセンター	主に災害発生時のボランティア活動を効率的・効果的に行うために設置する拠点のことです。
	災害ケースマネジメント	被災者一人ひとりの被災状況や生活課題を把握し、行政、専門職、NPOなどが連携して、自立・生活再建まで伴走支援する仕組みのことです。
	支え愛マップ	地域の課題や災害時要配慮者の情報を、地域の人みんなで共有し、課題の解決や要配慮者の避難方法などを検討し地図化したものです。
	自主防災組織	住民一人ひとりが「自らの命・地域は自ら守る」という考え方のもと、自主的に防災活動を行う組織です。初期消火、救出・救護、集団避難、給水・給食などの防災活動を行います。
	就労継続支援B型作業所	一般企業等での就労が困難な障がい者等に対し、雇用契約を結ばずに働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う事業所です。
	社会福祉協議会	社会福祉法において、地域福祉を目的とする団体として規定されている民間組織です。行政や関係機関と連携して、ボランティア事業や小地域ネットワーク活動、普及啓発活動などを推進しています。
	重層的支援体制整備	高齢、障がい、子ども、生活困窮など、分野別の垣根を越えて、地域住民の複雑化・複合化した相談・支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築する市町村の取り組みです。
	成年後見制度	認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者など、判断能力が不十分な人の権利を守る制度です。成年後見人などがこれらの人の意思を尊重し、その人に代わって財産管理や介護・医療などに関する契約を行います。
	生活困窮者等自立相談支援機関	経済的に困窮し、生活保護に至る可能性のある人を対象に自立に関する相談、一定期間の家賃相当額の支給、就労支援等包括的な支援を行う機関です。
	生活支援コーディネーター	多様な生活支援等が利用可能な地域づくりを行っていくために、生活支援の担い手の養成・発掘などの「地域資源」の開発やそのネットワーク化などのコーディネートを行います。
小規模多機能型居宅介護	介護保険が適用される在宅サービスの一つで、利用者が可能な限り自立した日常生活を送ることができるよう利用者の選択に応じて、「通い」「泊まり」「訪問」を柔軟に組み合わせて利用できる施設です。	
た 行	短期入所生活介護 (ショートステイ)	介護保険が適用される在宅サービスの一つで、介護老人福祉施設に一時的に入所して、日常生活の支援や介護が受けられる施設です。

	用語名	開設
た 行	短期入所療養介護 (医療型ショートステイ)	介護保険が適用される在宅サービスの一つで、介護老人保健施設に一時的に入所して、リハビリや介護が受けられる施設です。
	地域包括支援センター	高齢者やその家族の身近な相談窓口であり、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等を配置し、高齢者の様々な相談に応じます。
	地域共生社会	高齢者、障がい者、子ども、生活困窮者など、支援を必要とする人々が、障がいの有無、年齢など属性にかかわらず、地域、機関から個別に支援を受けるのではなく、地域全体で丸ごとつながり、支え合いながら自分らしく活躍できる社会のことです。
	通所介護 (デイサービス)	介護保険が適用される在宅サービスの一つで、要介護状態の方が施設に通って、食事、入浴などの日常生活上の支援や機能訓練を日帰りで利用できる施設です。
	通所リハビリテーション (デイケア)	介護保険が適用される在宅サービスの一つで、要介護状態の方が介護老人保健施設や医療機関等に通って、食事、入浴などの日常生活上の支援や生活行為向上のためのリハビリテーションを日帰りで利用できる施設です。
な 行	日常生活自立支援事業	社会福祉協議会が実施する事業の一つで、認知症高齢者、知的障がい、精神障がいのある方など判断能力が不十分な方が、地域で安心して自立した生活が営めるように、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助や日常的金銭管理等を行う事業です。
	日中一時支援事業所	障がい者等の日中における活動の場を確保し、障がい者等の家族の就労支援や休息の提供を行う事業所です。
	認知症	脳の病気や障がいなどの様々な原因により認知機能が低下し、日常生活全般に支障が出てくる状態をいいます。
	認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)	介護保険が適用される在宅サービスの一つで、認知症と診断された方が共同生活をする住宅として食事、入浴、排せつなどの日常生活上の支援や機能訓練などのサービスが受けられる施設です。
	認知症地域支援推進員	認知症の方が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために、地域の医療機関、介護サービス事業所や地域の支援機関をつなぐ連携支援、認知症の方やその家族を支援する相談業務等を行います。
	認知症サポーター養成講座	認知症を正しく理解し、認知症の方やその家族を温かく見守り、支援する応援者を養成する講座です。

	用語名	開設
は 行	福祉活動推進員	地域住民と連携し地域福祉活動の推進、住民同士の支え合いの仕組みづくり、生活課題の解決に取り組む専門職です。
	訪問介護 (ホームヘルプサービス)	介護保険が適用される在宅サービスの一つで、訪問介護員(ホームヘルパー)などに訪問してもらい、食事、入浴などの「身体介護」や、調理、洗濯などの「生活援助」を行う事業所です。
	訪問看護	医師の指示に基づいて、看護師などが疾患を抱えている方の居宅を訪問して、療養上の世話や診療の補助をする事業所です。
ま 行	民生委員・児童委員	民生委員法に基づき、厚生労働大臣の委嘱を受け、身近な地域で活動する方です。地域住民の生活状態の把握、生活に関する相談に対する助言、社会福祉事業者等との連携、福祉事務所への協力などを行います。児童福祉法に定める児童委員も兼ねています。
や 行	ヤングケアラー	本来、大人が担うべき家族の家事や介護、世話などを日常的に行い、その責任や負担が重過ぎることで、自分の学業や生活に支障が出ている子ども・若者のことです。
ら 行	ライフサポート事業	社会福祉協議会が実施する事業の一つで、ちょっとした困りごとや1人ではできないことなどを、援助を受けたい依頼者と援助を行いたい援助者の両者をつないで仲介する生活相談支援事業です。

計画名 / 掲載場所 説明等	
重層的支援体制整備事業実施計画	本計画13ページ 3 包括的な支援体制の構築と地域共生社会の実現
<p>社会福祉法第106条の5において、市町村は重層的支援体制整備事業を実施するときは、重層的支援体制整備事業を適切かつ効果的に実施するため、重層的支援体制整備事業の提供体制に関する事項等について計画を策定するよう努めなければならないと規定されています。</p>	
子どもの貧困対策計画	本計画15ページ 5 子どもの貧困対策
<p>子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第9条第2項において、市町村は都道府県計画を勘案して、市町村における子どもの貧困対策についての計画を定めるよう努めなければならないと規定されています。</p> <p>貧困により、子どもが適切な養育及び教育並びに医療を受けられないこと、子どもが多様な体験の機会を得られないことその他の子どもがその権利利益を害され及び社会から孤立することがないようにするため、子どもの貧困対策に関する取り組みを推進していきます。</p>	
成年後見利用促進計画	本計画16ページ 6 成年後見制度の利用促進
<p>成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条第1項において、市町村は成年後見利用促進基本計画を勘案して、市町村における利用促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めなければならないと規定されています。</p> <p>地域共生社会の実現を図るため、本人を中心とした支援・活動における基盤として「権利擁護支援」が位置づけられました。意思決定支援等による権利行使の支援や虐待対応等権利侵害からの回復支援の手段として、支援を必要とする人が地域社会に参加し、ともに自立した生活を送るための支援活動です。制度の利用を必要とする人が、尊厳のある本人らしい生活を継続できる体制の整備を進めます。</p>	
再犯防止推進計画	本計画17ページ 7 犯罪をした人等への社会復帰支援
<p>再犯の防止等の推進に関する法律第8条第1項において、市町村は再犯防止推進計画を勘案して、市町村における計画を定めるよう努めなければならないと規定されています。</p> <p>国や県、関係団体等と連携して、犯罪をした人等が社会から取り残されることなく、円滑に社会復帰し地域社会の一員として活躍できる「地域共生社会の実現」を推進することで、再犯を防止し、安全で安心して暮らせる地域社会の実現を目指します。</p>	

日野町地域福祉推進計画

第2次日野町地域福祉計画・第1次日野町地域福祉活動計画

発行年月 令和8年3月

発行：日野町・日野町社会福祉協議会

編集：日野町健康福祉課

■ 日野町健康福祉課

〒689-4503 鳥取県日野郡日野町根雨101番地
電話 0859-72-0334 FAX 0859-72-1484

■ 社会福祉法人 日野町社会福祉協議会

〒689-5131 鳥取県日野郡日野町黒坂1560番地1
電話 0859-74-0338 FAX 0859-74-0365